

(7枚のうち1)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

① 次の1～4に答えなさい。

1 次の(1)・(2)は、教育基本法の前文や条文の全部又は一部です。空欄(a)～(c)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものをそれぞれ1つずつ選び、その記号を答えなさい。aは解答番号1、bは解答番号2、cは解答番号3の解答欄にそれぞれマークしなさい。

(1) 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の(a)を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と(b)を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

(略)

(2) 第14条

良識ある公民として必要な(c)は、教育上尊重されなければならない。

- | | | | | |
|--------|---------|----------|-------|-------|
| a ① 尊厳 | ② 教育 | ③ 人権 | ④ 存在 | ⑤ 自尊心 |
| b ① 感性 | ② 道徳性 | ③ 創造性 | ④ 想像力 | ⑤ 良心 |
| c ① 権利 | ② 政治的教養 | ③ 知識及び技能 | ④ 判断力 | ⑤ 態度 |

2 次の(1)・(2)は、地方公務員法及び教育公務員特例法の条文の一部です。空欄(a)～(c)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号4の解答欄にマークしなさい。

(1) 地方公務員法第34条

職員は、職務上知り得た(a)を漏らしてはならない。(b)も、また、同様とする。

(2) 教育公務員特例法第22条

教育公務員には、(c)を受ける機会が与えられなければならない。

- | | | |
|----------|--------------|--------|
| ① a : 情報 | b : 勤務時間外 | c : 研修 |
| ② a : 秘密 | b : その職を退いた後 | c : 研修 |
| ③ a : 情報 | b : その職を退いた後 | c : 助言 |
| ④ a : 秘密 | b : その職を退いた後 | c : 助言 |
| ⑤ a : 秘密 | b : 勤務時間外 | c : 研修 |

(7枚のうち2)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

- 3 次の(1)～(3)は、学校教育法及び学校教育法施行規則の条文の一部です。空欄(a)～(d)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号5の解答欄にマークしなさい。

問題に誤りがあったため、掲載いたしません。
なお、すべての受験者に対し、正答として扱うこととします。

- 4 次の①～⑤は、児童福祉法の条文の一部です。下線部の内容に誤りがあるものはどれですか。次の①～⑤の中から、誤りがあるものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号6の解答欄にマークしなさい。

① 第1条	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、 <u>愛され、保護されること</u> 、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
② 第2条	全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、 <u>保護者の意見が尊重され、保護者の最善の利益が優先して考慮され</u> 、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
③ 第2条第2項	<u>児童の保護者は</u> 、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
④ 第2条第3項	国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する <u>責任を負う</u> 。
⑤ 第3条	前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、 <u>常に尊重されなければならない</u> 。

(7枚のうち3)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

[2] 次の1・2の問い合わせに答えなさい。

1 以下の設問は、平成29年3月告示の中学校学習指導要領、平成29年4月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領、平成31年2月告示の特別支援学校高等部学習指導要領の総則から出題されています。なお、設問中の文章は中学校学習指導要領を基本にしています。特に注意書きがない場合、文中に「生徒」とあるのは、特別支援学校小学部・中学部では「児童又は生徒」に、「学級」とあるのは、高等学校及び特別支援学校高等部では「ホームルーム」に、「各教科等」とあるのは、高等学校では「各教科・科目等」に、特別支援学校高等部では「各教科・科目等または各教科等」に、それぞれ読み替えなさい。また、「中学校」とあるのは、それぞれの学校種に読み替えなさい。

(1) 次の文は、学習指導要領 総則 教育課程の実施と学習評価 の一部です。空欄(a)にあてはまる語は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号7の解答欄にマークしなさい。

生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、(a)に取り入れるように工夫すること。

- | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 主体的 | ② 計画的 | ③ 具体的 | ④ 一時的 | ⑤ 段階的 |
|-------|-------|-------|-------|-------|

(2) 次の文は、学習指導要領 総則 生徒の発達の支援 の一部です。空欄(a)～(c)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。なお、同じ記号には同じ言葉が入ります。解答番号8の解答欄にマークしなさい。

生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、(a)を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の(b)に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、(a)の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、(c)の充実を図ること。

- | | | |
|------------|--------|---------------|
| ① a : 授業内容 | b : 要請 | c : 指導と評価の一体化 |
| ② a : 授業内容 | b : 実態 | c : 合理的配慮 |
| ③ a : 授業内容 | b : 要請 | c : 個に応じた指導 |
| ④ a : 学習内容 | b : 実態 | c : 指導と評価の一体化 |
| ⑤ a : 学習内容 | b : 要請 | c : 合理的配慮 |
| ⑥ a : 学習内容 | b : 実態 | c : 個に応じた指導 |

2 次の文は、令和3年1月26日に中央教育審議会から示された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の答申の 第I部 総論 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿 (1) 子供の学び の一部です。下線部の内容に誤りがあるものはどれですか。下の①～④の中から、誤りがあるものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号9の解答欄にマークしなさい。

基礎的・基本的な知識・技能等や、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、幼児期からの様々な場を通じての体験活動から得た子供の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、教師自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」も必要である。

- | | | | |
|------|----------|---------|--------|
| ① 基盤 | ② キャリア形成 | ③ 課題の設定 | ④ 教師自身 |
|------|----------|---------|--------|

(7枚のうち4)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

③ 特別支援教育に関して、次の1・2に答えなさい。

- 1 次の文は、平成29年3月告示の中学校学習指導要領、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領 総則 生徒の発達の支援の一部です。空欄(a)・(b)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号10の解答欄にマークしなさい。

障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、(a)で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の(b)を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

- | | |
|---------------|--------|
| ① a : 発達援助の視点 | b : 個性 |
| ② a : 発達援助の視点 | b : 実態 |
| ③ a : 発達援助の視点 | b : 特性 |
| ④ a : 長期的な視点 | b : 特性 |
| ⑤ a : 長期的な視点 | b : 個性 |
| ⑥ a : 長期的な視点 | b : 実態 |

- 2 次の文は、令和3年1月26日に中央教育審議会から示された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の答申の 第Ⅱ部 各論 4. 新時代の特別支援教育の在り方について の一部です。空欄(a)・(b)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号11の解答欄にマークしなさい。

全ての教師には、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な(a), (b)に対する理解等が必要である。

- | | |
|----------|-------------|
| ① a : 知識 | b : 合理的配慮 |
| ② a : 知識 | b : 障害者福祉制度 |
| ③ a : 知識 | b : 統合教育 |
| ④ a : 認識 | b : 合理的配慮 |
| ⑤ a : 認識 | b : 障害者福祉制度 |
| ⑥ a : 認識 | b : 統合教育 |

教職に関する専門教育科目 中学校・高等学校 問題用紙

(7枚のうち5)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

4 学校保健に関して、次の1・2に答えなさい。

- 1 次の条文は、学校保健安全法第8条です。空欄（ a ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号12の解答欄にマークしなさい。

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、（ a ）を行うものとする。

- | | | | | |
|--------|-----------|---------|--------|--------|
| ① 疾病予防 | ② カウンセリング | ③ アンケート | ④ 健康相談 | ⑤ 安全点検 |
|--------|-----------|---------|--------|--------|

- 2 次の条文は、学校保健安全法施行規則第21条の一部です。空欄（ a ）・（ b ）にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑥の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号13の解答欄にマークしなさい。

校長は、学校内において、（ a ）にかかるつており、又はかかるつている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による（ b ）の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

- | | |
|-----------|-------------|
| ① a : 疾病 | b : 保健室での休養 |
| ② a : 食中毒 | b : 出席停止 |
| ③ a : 感染症 | b : 出席停止 |
| ④ a : 感染症 | b : 医療機関の受診 |
| ⑤ a : 疾病 | b : 医療機関の受診 |
| ⑥ a : 食中毒 | b : 保健室での休養 |

(7枚のうち6)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

5 生徒指導に関して、次の1～3に答えなさい。

- 1 次の文章は、平成22年3月に文部科学省から示された「生徒指導提要」の 第1章 生徒指導の意義と原理 第1節 生徒指導の意義と課題 2 生徒指導の課題 (1) 生徒指導の基盤となる児童生徒理解 の一部です。下線部の内容に誤りがあるものはどれですか。下の①～④の中から、誤りがあるものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号14の解答欄にマークしなさい。

一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等を持っています。また、児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なります。それ故、児童生徒理解においては、児童生徒を一般的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任・ホームルーム担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問などによるものも含めて、広い視野から児童生徒理解を行うことが大切です。

- | | | | |
|--------|-------|---------|--------|
| ① 生育環境 | ② 一般的 | ③ 観察や面接 | ④ 広い視野 |
|--------|-------|---------|--------|

- 2 次の条文は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 第3条第2号です。空欄(a)にあてはまる言葉は何ですか。下の①～⑤の中から、正しいものを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号15の解答欄にマークしなさい。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の(a)支援が行われるようにすること。

- | | | | |
|-------------|-----------|---------------|-------------|
| ① ICTを活用した | ② 別室登校による | ③ カウンセリングを用いた | ④ エビデンスに基づく |
| ⑤ 状況に応じた必要な | | | |

(7枚のうち7)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

(答えは、すべて解答用紙に記入すること。)

3 次のA～Cの条文又は文章は、a～dのいずれかの一部です。下の①～⑤の中から、正しい組合せを1つ選び、その記号を答えなさい。解答番号16の解答欄にマークしなさい。

- A いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- B この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。
- C 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により謄を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。

【出典】

- a いじめ防止対策推進法
- b 児童虐待の防止等に関する法律
- c 学校教育法
- d いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

- | | | | |
|---|-----|-----|-----|
| ① | A-a | B-c | C-b |
| ② | A-d | B-b | C-a |
| ③ | A-a | B-b | C-d |
| ④ | A-c | B-b | C-a |
| ⑤ | A-d | B-c | C-a |

⑤

教職に関する専門教育科目 中学校・高等学校 解答用紙

氏名

受験番号									
十	万	千	百	十	一	一	一	一	一
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

[記入上の注意]

- 余白には何も記入しないでください。
 - H B または B の黒鉛筆で該当する にマークしてください。
 - 訂正するときは、消しゴムで完全に消してください。
 - 受験番号については、6桁の数字を記入したうえで、該当する にマークしてください。
- マーク例 (良い例) 
 (悪い例) 

解 答 欄	
1	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
2	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
3	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
4	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
5	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
6	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
7	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
8	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
9	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
10	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
11	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
12	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
13	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
14	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
15	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
16	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
17	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
18	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
19	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
20	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
21	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
22	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
23	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
24	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
25	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

1
2
3
4
5

解 答 欄	
26	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
27	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
28	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
29	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
30	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
31	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
32	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
33	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
34	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
35	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
36	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
37	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
38	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
39	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
40	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
41	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
42	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
43	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
44	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
45	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
46	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
47	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
48	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
49	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
50	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

解 答 欄	
51	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
52	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
53	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
54	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
55	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
56	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
57	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
58	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
59	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
60	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
61	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
62	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
63	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
64	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
65	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
66	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
67	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
68	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
69	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
70	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
71	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
72	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
73	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
74	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)
75	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

